

# 初回精密検査の 費用助成について

肝炎早期治療サポートキャラクター  
かんぞ～ちゃん

## 初回精密検査費用助成とは

対象となる肝炎ウイルス検査で「陽性」と判定された方が、医療機関で初めて精密検査を受けた際の費用を、群馬県が助成するものです。(助成の対象となる検査項目は、裏面を参照してください。)

助成の対象となる 肝炎ウイルス検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所で実施する肝炎ウイルス検査</li> <li>・群馬県肝炎ウイルス検査業務委託事業の契約医療機関で実施する肝炎ウイルス検査</li> <li>・市町村の実施する健康診断における肝炎ウイルス検査</li> <li>・職場の健康診断で実施する肝炎ウイルス検査</li> <li>・妊婦健診で実施する肝炎ウイルス検査</li> <li>・医療機関で手術前検査として実施する肝炎ウイルス検査</li> </ul>
助成の対象となる方	<p>群馬県内に住所を有する方で、以下の全ての要件に該当する方</p> <p>(1) 医療保険各法(後期高齢者を含む)の規定による被保険者又は被扶養者</p> <p>(2) 上記の「助成の対象となる肝炎ウイルス検査」のB型・C型肝炎ウイルス検査(検診)において陽性と判定された方(陽性と判定された日から1年以内に受けた最初の精密検査が助成の対象となります。)</p> <p>(3) 保健福祉事務所・保健所・市町村が実施するフォローアップ事業の参加に同意した方 * フォローアップ事業については裏面(留意事項)をご覧ください。</p>
助成の対象費用	初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限ります。
助成回数	1回

## 検査費用の請求に必要な書類

申請者は、下記の(1)請求書に(2)から(5)の書類を添付して、裏面「お問い合わせ先」に記載の保健福祉事務所・保健所へ提出して下さい。(指定様式は、県HPに掲載しているほか、保健福祉事務所・保健所にもあります。)

- (1)肝炎検査費用請求書(初回精密検査)(指定様式)
- (2)助成対象となる検査に係る医療機関発行の領収書及び診療明細書(発行にかかる費用は助成の対象になります。)
- (3)肝炎ウイルス検査の結果通知書の写し※下記詳細
- (4)フォローアップ事業参加同意書(指定様式)の写し
- (5)預金通帳の口座番号のわかるページの写し

### ※(3)検査結果通知書について

肝炎ウイルス検査の結果がわかる通知です。対象となる検査とわかるものが必要です。

【妊婦健診】・母子健康手帳の写し(検査日と検査結果が分かるページ)

【手術前検査】・検査結果通知

・肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細の写し

【それ以外の肝炎ウイルス検査】・検査結果通知(対象となる検査と分かるもの)

## 留 意 事 項

### 【制度について】

- 下記「お問い合わせ先」に記載の、保健福祉事務所・保健所へ連絡し、助成制度の説明を受けてください。
- フォローアップ事業とは、肝炎ウイルス検査（検診）において陽性と判定された方に対して、本人の同意を得たうえで調査表を年1回送付し、医療機関の受診状況や診療状況を確認する事業です。

### 【提出先】

- 下記「お問い合わせ先」に記載の保健福祉事務所・保健所に提出してください。
- 対象者本人と振込先の口座名義人が異なる場合は、委任状の提出が必要です。（指定様式）

### 【助成費用の支払い】

- 内容を審査の上、対象費用と認めた額をお支払いします。申請からお支払いまで2か月程度かかります。
- 助成の対象となるのは、下記の検査です。保険適用外の検査は助成対象となりません。

#### ○初回精密検査費用助成の対象となる検査

	【B型肝炎ウイルス】	【C型肝炎ウイルス】
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、A L P、C h E、γ-G T、総コレステロール、A S T、A L T、L D	
腫瘍マーカー	A F P、A F P - L 3 %、P I V K A - II 半定量、P I V K A - II 定量	
肝炎ウイルス関連検査	H B e 抗原、H B e 抗体、H B V ジエノタイプ判定	H C V 血清群別判定
微生物核酸同定・定量検査	H B V 核酸定量	H C V 核酸定量
画像診断	超音波検査（断層撮影法（胸腹部））	

## お問い合わせ先

初回精密検査費用の助成についてのご質問・ご相談は、下記保健福祉事務所・保健所で受け付けています。

渋川保健福祉事務所(渋川市金井394)	0279-22-4166	利根沼田保健福祉事務所(沼田市薄根町4412)	0278-23-2185
伊勢崎保健福祉事務所(伊勢崎市下植木町499)	0270-25-5066	太田保健福祉事務所(太田市西本町41-34)	0276-31-8243
安中保健福祉事務所(安中市高別当336-8)	027-381-0345	桐生保健福祉事務所(桐生市相生町2-351)	0277-53-4131
藤岡保健福祉事務所(藤岡市下戸塚2-5)	0274-22-1420	館林保健福祉事務所(館林市大街道1-2-25)	0276-72-3230
富岡保健福祉事務所(富岡市田島343-1)	0274-62-1541	前橋市保健所(前橋市朝日町3-36-17)	027-212-8342
吾妻保健福祉事務所(中之条町西中之条183-1)	0279-75-3303	高崎市保健所(高崎市高松町5-28)	027-381-6112

各様式や制度の詳細については、県HPにも掲載しています。

群馬県 初回精密検査費用助成

検索